

国民健康 保険料に関する Q&A

Q1. 平成27年度国民健康保険料の納入通知書が送られてきた。保険料の金額や計算方法の説明を聞きたい。

A. 保険料に関しては、保険課に相談してください。保険料の計算方法は、市ホームページや同封の計算例などで確認してください。

Q2. 送られてきた保険料の納入通知書の支払いが6月からになっている。4・5月分は払わなくていいのか。

A. 保険料は4月～翌年3月まで（12か月分）を、6月～翌年3月まで（10回割）で支払います。4・5月は通常支払いはない月ですので、支払う必要はありません。

Q3. 会社で社会保険を取得

しているが、平成27年度保険料の納入通知書が送られてきた。どうしたらいいのか。

A. 国民健康保険の喪失手続きができていない可能性があります。

国民健康保険から社会保険に変更した場合、必ず国民健康保険の喪失手続きを保険課でしてください。手続きした翌月の半ばごろに、社会保険に加入するまでの保険料の納入通知書を送付します。

持 社会保険の保険証、国民健康保険の保険証、印かん

5月末までに国民健康保険喪失手続きをした人には、社会保険を取得するまでの保険料分のみを通知していますので、支払いをお願いします。

Q4. 保険料を納期限までに支払わない場合は、どうなるのか。

A. 督促状や催告書を送付します。さらに滞納が続けると、有効期限の短い保険証になることがあります。

また、特別な事情がなく滞納を続けていると、預貯金や財産の差し押さえに至る場合がありますので、早めに保険収納課に相談してください。



問 保険課
TEL 06・6992・1532、
1545、1625

問 保険収納課
TEL 06・6992・1537、
1538

Q5. 通知された保険料の支払いが困難な場合は、どうしたらいいのか。

A. 特別な事情がある場合、保険料の支払い方法を相談できますので、保険収納課へ問い合わせください。また、一定事由に限り、書類を添付し保険料の減額申請ができる場合がありますので、保険課へ問い合わせください。

福祉のお知らせ 生活支援サービス



市では、市内在住のおおむね65歳以上の高齢者に対し、左記のサービスを実施しています。

緊急通報機器貸与

内 一人暮らしで虚弱のため常時注意が必要な人に、緊急通報装置を貸与

注 機器の利用料は無料。電話の基本料、通話料は自己負担

○緊急通報機器貸与の設置条件が変更

従来までは、緊急通報機器がNTTアナログ回線のみ設置可能でしたが、承諾書を提出することで、一部の他社電話回線でも設置可能になりました。

日常生活用具給付

内 寝たきり状態、または認知症の一人暮らしの人に、日常生活用具を給付

給付品目 電磁調理器、火災報知器、自動消火器

利用条件 生活保護受給者または市民税非課税の人

問 高齢介護課
TEL 06・6992・1610

外出支援サービス（無料）

内 要介護認定が4以上で寝た

